

議案第11号

教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について等中
改正について

教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について等の一部を次の
ように改正する。

平成29年3月24日

横須賀市教育委員会

教育長 青木 克明

教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について等の
一部改正

(教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項についての一部改正)

第1条 教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について(平成10
年横須賀市教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

列記事項第2項第6号中「学校教育部学校保健課」を「学校教育部保健体
育課」に改め、「関すること」の次に「及び「中学校完全給食の実施に関
すること」」を加える。

(教育委員会専決規程の一部改正)

第2条 教育委員会専決規程(昭和40年横須賀市教育委員会訓令甲第2号)の
一部を次のように改正する。

別表第3 学校保健課の項を次のように改める。

保健体育課	保 健	1 医療費等支給対象児童生徒認定 2 要保護・準要保護の医療費補助の支給額の 決定 3 日本スポーツ振興センター災害共済給付金 請求等
	給 食	1 給食費補助対象児童生徒認定 2 給食費補助の支給額の決定
	学校体育	体育関係教育課程学習指導研究会等開催

別表第3 スポーツ課の項を削る。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

教育委員会事務局等事務分掌規則改正に伴い、所要の条文整備を行うため

2 所掌事項について

(1) 教育総務部総務課

ア 「教育政策の方針に関すること」は、教育行政に関する方向性等について、調査研究を行い、基本的な方針を総合的に検討し、及び立案するものであること。

イ 「教育施策の調整に関すること」は、教育政策に基づく各種施策の実施について、教育行政の一体的な運営を図るため、各課等の調整を行うものであること。

ウ 「学校建設の長期計画の策定に関すること」は、児童生徒数の推計を基に将来の学校設置計画策定等を行うものであること。

エ 「儀式及び表彰に関すること」は、各課等の所掌事務に属しないものを処理することであって、例えば教育施設の落成式及び特定事業に関する表彰等は含まないものであること。

オ 「教育統計及び調査に関すること」は、各課等の所掌事務に関連するものを除き、国県等から依頼される統計調査及び教育委員会において必要とする統計調査を行うものであること。

カ 「他部間及び部内の事務事業の調整及び連絡に関すること」は、次に掲げる事務を所掌するものであること。

(ア) 事務事業について、教育総務部内の各課間の調整を要する場合及び学校教育部との調整を要する場合における総合調整及び連絡

(イ) 事務局内の統一性を確保するための各課のとりまとめ

(ウ) 各種の事務連絡会、市立学校長会議等の開催

(2) 教育総務部生涯学習課

ア 「図書館、博物館及び美術館との連絡に関すること」は、図書館等における主要な事務事業の実施に関して図書館等と協議し、社会教育行政の全般的な連絡調整を図るものであること。

イ 「万代会館の管理に関すること」は、万代会館の運営に関する基本計画、予算経理、業務報告、統計等のとりまとめ、その他万代会館長の専決事項を除く事務を処理するものであること。

(3) 教育総務部教職員課

「学校職員の研修に関すること」は、事務職員、学校給食調理員及び学校用務員に対する事務研修、実技研修等の一般的な研修を行うものであること。

(4) 教育総務部学校管理課

ア 「学校施設の建設計画に関すること」は、学校建設費で支弁する工事（給食施設及び学校プールを含む。）の実施計画とこれに関連する国庫補助金（給食施設関係を除く。）、地方債等の手続きを行うものであること。

イ 「学校用地の確保に関すること」は、教育総務部総務課の策定する長期計画に基づく学校用地の選定及び確保について、関係部課、土地所有者等との折衝を行うものであること。

ウ 「学校施設の整備計画に関すること。」は、教育総務部総務課の策定する長期計画に基づく学校施設の整備計画を行うものであること。また、学校環境緑化促進事業についても、学校施設の整備計画との関連において行うものであること。

(5) 学校教育部教育指導課

ア 「教育研究所との連絡に関すること」は、教育研究所における各種事業の実施について学校教育部教育指導課における事業との調整を行うものであること。

イ 「部内の事務事業の調整及び連絡に関すること」は、事務事業について、学校教育部内の各課間の調整を要する場合における総合調整及び連絡を行うものであること。

(6) 学校教育部学校保健課

「学校給食に関すること」は、学校建設費で支弁する給食施設工事に関連する国庫補助金等の手続きを含むものであること。

↓ [体育]

↓ [及び「中学校完全給食の実施に関すること」]

(専決事項)

第2条 部長等は、別表第1から別表第3までに定める決裁事項について、専決することができる。

別表第3(第2条関係)固有事務

主管課等名	専決事項	課長等
総務課	庶務	1 教育委員会会議録作成 2 庁用自動車配車 3 市報登載依頼 4 広報登載依頼
	任免	休職期間更新
	服務給与	1 人事記録事項追加変更届受理 2 身分証明書発行 3 職員き章貸与 4 職員手当等認定
生涯学習課	社会教育	各種学級及び講座の受講生の決定
教職員課	任免	1 採用予定者身上調査 2 休職期間更新
	服務給与	1 人事記録事項追加変更届受理 2 身分証明書発行 3 職員き章貸与 4 公務災害療養費請求 5 職員手当等認定 6 勤務報告
学校管理課	学校施設	1 選挙公営施設使用許可 2 学校施設の軽易な模様替承認 3 学校用地の境界承認依頼
教育指導課	学校教育	1 校外行事实施届受理・承認 2 教材使用届受理 3 教育課程学習指導研究会等開催
支援教育課	学事	1 学齢児童生徒就学通知 2 転入学届等受理 3 私立学校就学届受理 4 就学学校指定変更申立承認 5 長期欠席児童生徒出席督促 6 学用品費等支給対象児童生徒認定

学校保健課	保健	[↓] [体育] 1 医療費等支給対象児童生徒認定 [↓] [補助の支給額の決定] 2 要保護・準要保護の児童生徒医療費請求 3 児童生徒通院定期券発行請求 4 [↓] [日本スポーツ振興センター災害共済給付金] 5 日本体育・学校健康センター医療費請求等 5 学校保健関係者連絡打合せ会開催
	給食	1 給食費補助対象児童生徒認定 [↓] [費補助の支給額の決定] 2 給食物資の申請・配分 3 給食巡回指導報告承認 4 給食関係者連絡打合せ会開催
スポーツ課 [*]	学校体育	1 体育関係教育課程学習指導研究会等開催 2 体育関係校外行事実施届の受理・承認
中央図書館	資料	1 図書館資料の閲覧・貸出し 2 寄贈資料採納 3 資料廃棄処分 4 視聴覚器材貸出し
北図書館 南図書館 児童図書館	資料	1 図書館資料の閲覧・貸出し 2 寄贈資料採納
自然・人文博物館	資料	1 自然・人文博物館資料の閲覧・貸出し 2 寄贈資料採納 3 資料廃棄処分
	管理	自然・人文博物館施設の使用許可
美術館	資料	1 美術館資料の閲覧・貸出し 2 寄贈資料採納 3 資料廃棄処分
	管理	美術館施設の使用許可
万代会館	管理	1 万代会館使用許可 2 特別設備等承認
教育研究所	学校教育	1 理科実験講座等研修会開催 2 研究会等研究調査活動実施 3 教育相談業務の計画及び実施 4 図書及び資料の閲覧・貸出し
	管理	教育研究所施設の使用許可

注 課長等には、中央図書館長、博物館運営課長、美術館運営課長及び教育研究所長を含む。